

質問①

○質問資料

「水道事業に係る制度（資料4）」 10P～11P

水道施設整備事業メニュー一覧

簡易水道等施設整備費補助

老朽化した簡易水道施設等の増補・改良事業及び水量を拡張する事業等

以上の資料の内容を踏まえて質問です。

建設改良計画の中に下栗浄水場更新（簡易）と上町浄水場更新（簡易）がありますが国からの補助金の金額はいくらになりますか。

【回答①】

下栗浄水場更新（簡易）・上町浄水場更新（簡易）は、いずれも既存の急速ろ過施設（鋼製ユニット）の改築更新であり、水道施設整備費補助金及び生活基盤耐震化施設等交付金の事業メニューごとに定められた採択基準（未普及地域、統合整備、増補・改良・水量拡張、耐震化）に合致しないため対象になりません。

ただし、有利な地方債の活用（過疎債）など財源の確保を行ってまいります。

質問②

○質問資料

「水道事業に係る制度（資料4）」 13P

「生活基盤施設耐震化等事業計画(令和2まで)」

「生活基盤施設耐震化等事業計画(令和7まで)」

この資料の内容を踏まえて質問です。

水道施設耐震化等事業（生活基盤耐震化施設等交付金）について質問です。

県の計画する生活基盤施設耐震化等事業計画に妙琴浄水場更新整備事業第1期工事（管理棟・浄水池）がありますが、令和3年以降は妙琴浄水場の計画はありません。理由をお聞かせください。

【回答②】

県の計画する生活基盤施設耐震化等事業計画は、県内の水道事業者へ生活基盤施設耐震化等交付金が交付される各施設ごとの事業を記載したものになります。妙琴浄水場の R5

～7年度の計画は、薬品注入設備と自家発電設備の更新ですが、既存施設の更新であり、生活基盤施設耐震化等交付金の対象になりません。

R9年度～予定している急速ろ過池の更新は、水道施設等耐震化事業へ要望する予定ですので、事業採択されれば次の生活基盤施設耐震化等事業計画へ記載されます。

なお、最新の水道施設費補助金等の概要は（別紙）の通りとなっています。

質問③

○質問資料

「令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知）」 1P

第1 上水道事業 1 消火栓等に要する経費

「飯田市上下水道の概況-令和4年度版-」

以上の資料の内容を踏まえて質問です。

「公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。」と総務副大臣から通知がきていますが、飯田市上下水道の概況-令和4年度版-11Pの老朽管更新事業において消火栓の記載がありますが、一般会計から繰出が見うけられません。理由をお聞かせください。

【回答③】

自己財源に含まれています。金額は、5,269,276円です。

質問④

○質問資料

令和4年度の地方公営企業繰出金について（通知） 4P～5P

上水道の高料金対策に要する経費

以上の資料の内容を踏まえて質問です。

建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について一般会計から繰出しが認められています。市の計画する建設改良計画を行うと料金が上がる恐れがありますが、建設改良計画を予定通り行った場合、資本単価と給水原価は最大でいくらになる試算ですか。

【回答④】

飯田市の水道事業は、水道事業と簡易水道事業の二つの事業があります。

高料金対策に要する経費は、水道事業と簡易水道事業それぞれに基準があります。その基

準は毎年度総務省から通知があり、変更になることがあります。

令和4年度の繰出基準

①令和3年度末時点で経営戦略を策定している。

②末端給水事業のうち、前々年度（令和2年度）における供給単価が175円以上であって、有収水量1m³当たりの資本費が148円以上かつ有収水量1m³当たりの給水原価が261円以上の事業

資本費最大値 R26 : 142.98 円/m³

給水原価最大値 R28 : 324.41 円/m³